

(20.12.1)

本日、ここに12月定例府議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

ただ今議題となりました第1号議案平成20年度京都府一般会計補正予算ほか11件の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案は、一般会計予算の補正であります。

今年度は、当初予算において「府民生活を守る緊急対策」を重点施策と位置付け、厳しい経営環境にある中小企業への支援策、農家への経営緊急支援策などを講じ、さらに原油価格の高騰等を受け、6月補正予算において、障害者の負担増を緩和するための対策を講じてきたところであります。また、アメリカ発の金融危機に際しても、府内経済への影響の大きさを踏まえ、直ちに9月補正予算において、「中小企業経営安定等緊急対策」をはじめとする3つの緊急経済対策を講じてきたところであります。

しかしながら、この金融危機は、日本を含む世界経済にさらに大きな影を落とすにつつあり、府内の経済情勢も急速に悪化する中、今回、第二次の緊急経済対策として、府民生活への影響を最小限にとどめるための補正予算の編成を行ったところであります。

以下、歳出予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今後、経済情勢の影響を受けることが避けられない厳しい状況にある中小企業に対し、9月補正予算において緊急融資の枠拡大と「中小企業緊急サポートチーム」による個別の企業ニーズに沿った支援に努めてきたところではありますが、緊急融資の利用が大変多い現状を踏まえ、年度末までの中小企業の資金繰りの支援を強化するため、今回、長期・低利の中小企業緊急資金対策融資を創設し、一層の充実を図ることとしております。

また、地域経済の活性化のため、国の補正予算を活用し、緊急性の高い防災対策、交通安全確保対策、京都縦貫自動車道及び第二京阪道路の整備を推進するとともに、中小企業に対する需要を喚起するためにも府の単独事業として、地域に密着した小規模な緊急基盤整備事業を実施することとしております。

さらに、年末、年度末を控え、府民の皆様のご生活相談を充実させるため、依然として深刻な多重債務問題への対応を強化するための弁護士無料相談の実施や消費生活安全センターの相談時間の延長を行うとともに、経済情勢の悪化等から、悩みや心身に不調のある方が相談できる窓口を緊急に設置することとしております。

このほか、府立けいはんなホールの管理に要する経費を計上しております。

以上が、歳出予算の概要であります。この結果、一般会計の補正予算額は、75億800万円となり、補正後の一般会計予算額は、8,399億9,700万円となっております。その財源といたしましては、国庫支出金等の特定財源が75億円、繰越金による一般財源が800万円となっております。

次に、第2号議案から第8号議案までの7件は、いずれも条例の改正の案件であります。

第2号議案は、学校教育法の一部改正等による副校長等の設置及び教員に係る手当の見直しを行うため、第3号議案は、政治資金規正法の一部改正に伴い、収支報告書等の写しの交付に係る手数料の額を定めるため、第4号議案は、地方税法の一部改正等に伴い、それぞれ所要の改正を行うものであります。第5号議案は、硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例の有効期間を2年間延長するため、第6号議案は、高等学校等の所在する久御山町の字の名称変更あざに伴い、第7号議案は、府営住宅の供用を廃止するため、第8号議案は、警察法施行令の一部改正に伴い、それぞれ所要の改正を行うものであります。

次に、第9号議案及び第10号議案は、いずれも契約の変更に係る案件でありまして、鳥取豊岡宮津自動車道宮津野田川道路建設工事及び一般国道175号橋りょう新設改良工事の契約の変更につきまして、それぞれ議会の議決を得ようとするものであります。

また、第11号議案は、府立けいはんなホールの管理に係る指定管理者の指定を行うため、第12号議案は、平成21年度の宝くじ発売総額を150億円以内とすることにつきまして、それぞれ議会の議決を得ようとするものであります。

以上が、ただ今議題となりました議案の概要であります。御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。